- ・相続登記が申請義務化になったけど、まだ登記してないよ・・・
- ・相続登記をしたいけど、どうすればいいんだろう・・・
- ・土地や建物を持っているけど、万が一のときはどうしよう?そんなあなたのために!

12.2 火

講 演 会: 10時30分~12時

無料相談会: 13時~14時50分

庄原自治振興センター多目的ホールA・B

(庄原市西本町二丁目17番15号)

未来につなぐ相続登記 講演会・無料相談会

in 庄原市

講演会

演題

10:30~11:20

「相続登記・遺言のススメ」

広島司法書士会

司法書士 近村 義昭

11:25~11:50

「自筆証書遺言書保管制度について」

広島法務局三次支局 小田桐 隆行

●予約は不要です

相続登記無料相談会 (先着9組)

司法書士が相談にお答えします

- ●事前予約制です (裏面をご覧ください)
- ●講演会を聴かれた方が対象です
- ○1組30分とさせていただきます

主催: 未来につなぐ相続登記推進プロジェクト

(広島法務局&広島司法書士会)

共催: 庄原市

お問合せ先:広島法務局 民事行政調査官室

6 082-228-5690



トウキツネ



広島司法書士会 公式キャラクター ろっぽっぽ

相続登記 無料相談会 申込方法

相談会の予約は、お電話でお申し込みいただくか 下の枠内に記入してFAXで送信いただくか、 枠内の事項をEメール本文に記入して送信してください。 (件名は「相続会申込」)

申込期間 令和7年11月10日(月)~11月25日(火)申込先 庄原市環境建設部都市整備課建築係電話 0824-73-1151 FAX 0824-73-1147 Eメール toshi-kenchiku@city.shobara.lg.jp 相談時間

①13:00-13:30 ②13:40-14:10 ③14:20-14:50

フリガナ	
お名前	
ご住所	
電話番号	
希望時間	

予約枠が限られているため、ご希望に添えない場合もございます。 提供された個人情報は、本会以外の目的で使用しません。

令和6年4月1日、相続登記の申請義務化

● 相続又は遺贈によって不動産を取得した相続人は、相続したことを 知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。



- 令和6年4月1日より前に発生した相続も対象です。
- 正当な理由がないのに申請を怠った場合、10万円以下の過料の適用対象に。